

## 令和7年度労働報酬下限額について

台東区公契約条例第16条に基づき設置した「台東区公契約審議会」より、令和6年12月25日付で提出された令和7年度労働報酬下限額についての答申を踏まえ、本区における令和7年度労働報酬下限額は以下のとおりとする。

### 1 労働報酬下限額

(1) 工事又は製造の請負契約（予定価格が1億円以上のもの）

①熟練工及び一人親方

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とする。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない職種については、各職種と類似の業務内容の職種を準用することとする。（別紙1参照）

②未熟練工

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に70%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とする。（別紙1参照）

(2) 業務委託契約（予定価格が1千万円以上、かつ規則で定めるもの）及び指定管理協定1時間当たり、1,323円とする。

### 2 周知方法

- ・区公式ホームページ、広報たいとう
- ・入札参加事業者への周知文書配布
- ・契約受注事業者への二次元コード付き周知カード等配布

### 3 今後の予定

令和7年3月	労働報酬下限額の告示（工事又は製造の請負契約）
令和7年4月1日	労働報酬下限額の適用開始

## 令和7年度公共工事設計労務単価〔東京地区〕に基づく労働報酬下限額

## ① 熟練工及び一人親方

【計算方法】(例) No.1 特殊作業員 日額 29,900 ÷ 8時間 × 90% = 3,364 円 (端数切上げ)

単位:円(1時間当たり)

No.	職種	100%	90%	No.	職種	100%	90%
1	特殊作業員	3,738	3,364	27	普通船員	3,850	3,465
2	普通作業員	3,350	3,015	28	潜水士	6,238	5,614
3	軽作業員	2,313	2,082	29	潜水連絡員	4,563	4,107
4	造園工	3,388	3,049	30	潜水送気員	4,425	3,983
5	法面工	4,175	3,758	31	山林砂防工	4,013	3,612
6	とび工	4,113	3,702	32	軌道工	7,175	6,458
7	石工	4,100	3,690	33	型わく工	3,963	3,567
8	ブロック工	3,813	3,432	34	大工	3,800	3,420
9	電工	4,075	3,668	35	左官	4,125	3,713
10	鉄筋工	4,075	3,668	36	配管工	3,575	3,218
11	鉄骨工	3,700	3,330	37	はつり工	3,763	3,387
12	塗装工	4,313	3,882	38	防水工	4,513	4,062
13	溶接工	4,625	4,163	39	板金工	4,275	3,848
14	運転手(特殊)	3,813	3,432	40	タイル工	3,388	3,049
15	運転手(一般)	3,175	2,858	41	サッシ工	4,013	3,612
16	潜かん工	4,625	4,163	42	屋根ふき工	4,238	3,814
17	潜かん世話役	5,538	4,984	43	内装工	4,125	3,713
18	さく岩工	4,950	4,455	44	ガラス工	3,950	3,555
19	トンネル特殊工	4,475	4,028	45	建具工(※)	-	3,713
20	トンネル世話員	3,875	3,488	46	ダクト工	3,700	3,330
21	トンネル世話役	5,063	4,557	47	保温工	3,463	3,117
22	橋りょう特殊工	4,350	3,915	48	建築ブロック工(※)	-	3,690
23	橋りょう塗装工	4,438	3,994	49	設備機械工	3,500	3,150
24	橋りょう世話役	5,075	4,568	50	交通誘導員A	2,525	2,273
25	土木一般世話役	4,050	3,645	51	交通誘導員B	2,200	1,980
26	高級船員	4,775	4,298				

(※)No.45建具工→内装工、No.48 建築ブロック工→石工をそれぞれ準用

## ② 未熟練工

【計算方法】No.3 軽作業員 日額18,500 ÷ 8時間 × 70% = 1,619円